障害者求人の申込みについて

ハローワーク新宿 専門援助第二部門

2025年8月現在

(障害者専用求人の申込み手続きについて)

- 障害者専用求人申込~採用までの手続きの流れ
- ・障害者専用求人くサンプル>

補足:合理的配慮、個人情報の取扱い

(障害者雇用率について)

- 障害者雇用率の対象となる障害者
- 障害者雇用率の算定方法

(障害者の雇用に関する助成金の制度)

- ・障害者トライアル雇用助成金
- 特定求職者雇用開発助成金

~参考資料~

(障害者の採用選考について)

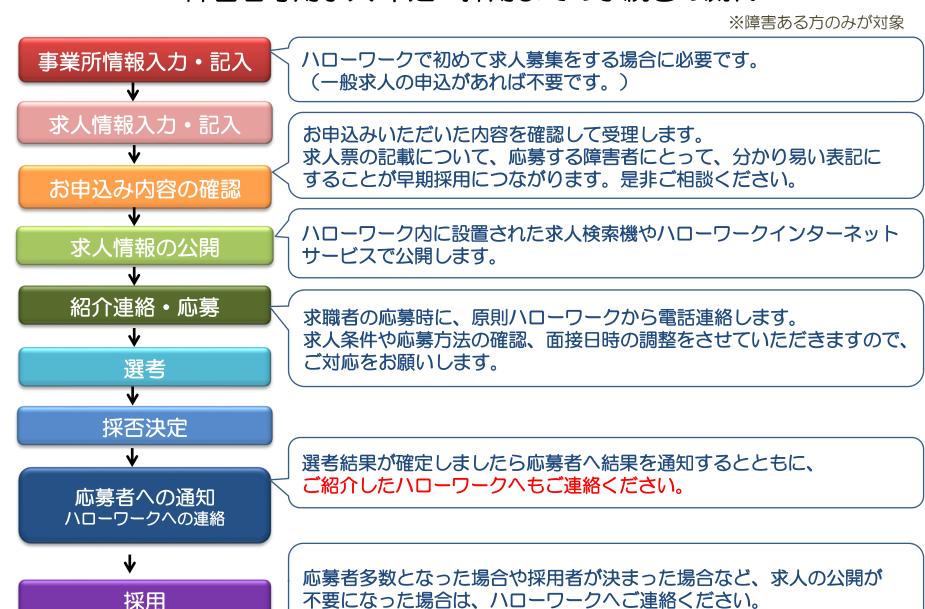
<1>必要な配慮の例

<2>採用面接で確認すること

(障害者の雇用を支援する制度)

• 精神・発達障害者雇用サポーターによる支援

障害者専用求人を申込~採用までの手続きの流れ



■求人の有効期限

- ○申し込まれた求人の公開期限(有効期限)は、原則、求人受理日の翌々月末日までです。 例:4月中に求人受理⇒6月30日まで有効
- ○有効期限前に求人の募集を終了する場合は、速やかにご連絡ください。
- ■求人者マイページの開設 ※ご不明な点はハローワーク新宿までお問い合わせください

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンなどから、次のサービスをご利用いただけます。

- ●求人の申込み
- ●求人の募集停止
- ●ハローワークからご紹介した求職者名(応募者)の確認
- ●選考結果の登録(ハローワークへの連絡)(注)応募者への連絡はここからはできません。

<マイページ開設手順>

<u>窓口でメールアドレスを登録</u> ⇒ ハローワークインターネットサービスにアクセス

⇒ 登録したメールアドレスの入力・利用規約などに同意

⇒ 認証キー受信

⇒ パスワード登録・認証キー入力 ★開設完了★

障害者専用求人くサンプル>

障害種別に関係なく、適性と能力で選考してください障害種別を限定して募集することは差別になります

求人番号 93939-39393939 車乗所番号 サンプル 9393-393939-9 1 求人事業所			ル タ イ ワークの探験的 公開する	**********		年 00 月 00 (障) 地方自治体	民間人	材ビジネ		就業地住所 東京都台東区	職業分 252-0 252-0 産業分 522	11
ホスキボバンドローフッショウジ 株式会社ハローワーク商事	就業場所		ு க்ர		から 後歩99分	<u> </u>		月 ※ 基本約 定額的に支払 国家額((a) われる手当(b)	a + b) 99 定残業代がある 基本給 (月額)	手当 999, 999 手当 999, 999 手当 999, 999	月平均労	側日数 (99.9 日) 9 円 999 円 999 円
定型のデータ入力 (専用端末、エクセル) 簡単な文書作成 (ワード) 書類整理、ファイリング 事務室内の整頓、簡単な清掃 など 水障害の状況や適性により業務内容を考慮します。 容	イカー年齢・学歴・必要・必要・	駐車場 あり の 年動制限 あり (99歳	令の規定により年齢制限がある 				實形	(機業代 その他手当付記 年 第項(10)	ıl 95	3,999,999 FB ∼	99, 999, 999	PH .
< 仕事内容> ・適性等により業務内容を決定する場合 ⇒業務内容を例示し、「障害の状況や適性 により業務内容を考慮します」と記入しても可 ⇒必須業務がある場合はその旨を記入してください (例)・パソコン入力(必須)			本操作 あれば美可	(AT関定不可) 条件の	内容		金 清勒 買金 賣金 昇 給 賞 与	実費支配定面定あり金額あり	1月あたり 95	毎月 99 日 当月 99 日 当月 39 日 8種 あり) 99,999 円 ~ 999	9,999 円(前年 9 回(前年度	(実績)

・階段の手すり:あり(両側)

トイレ:オストメイト対応トイレン車いす対応トイレン洋式

上記のほか、必要な合理的配慮についてはお申し出ください。

童経遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況(障害種別配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入くた

<障害者への配慮に対する状況>

・エレベーター: あり

建物内の車いす移動:可

企業在籍型ジョブコーチ:あり

【必須記載事項1:就業場所の設備状況】

18 🗆

退職会共済

未加入

退職会制度

(動練 5年以上)

①エレベーター(有・無)

6ヶ月経過後の年次有給休暇日数

雇用、労災、会災、健康、原生

5 その他の労働条件等

財形、その他(

- ②出入ロドア(自動・開き戸・引き戸)
- ③出入口段差(無·有●cm)
- 4)階段手すり(両側・片側・無)
- ⑤トイレ(オストメイト対応・車いす対応・洋式)
- ⑥建物内の車いす移動(可・不可) その他:点字設備、休憩室など

【必須記載事項2:合理的配慮の提供】※次ページ参照

「必要な合理的配慮についてはお申し出ください」

「業務遂行上の配慮事項の確認のため、障害の状況(種別や程度)や配慮事項を可能な範囲で応募書類にご記入ください」

7 999-9999

東京都千代田区

選考に関する特記事項

応募書類の返戻

求人者の責任にて廃棄

障害者求人の申込み時における合理的配慮に係る記載について

障害者雇用促進法に基づき、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務については、すべての事業主が対象となっています。

そのうち、合理的配慮の提供義務については、いわゆる『合理的配慮指針』 において「募集及び採用時における合理的配慮が必要な障害者は、事業主 に対して、募集及び採用に当たって支障となっている事情及びその改善の ために希望する措置の内容を申し出ること」と示されています。

そのため、ハローワークで障害者の求人申込みを受け付ける際には、就業場所における現在の施設等の状況に加えて、<u>合理的配慮が必要な場合に応募者から申し出る旨の記載を付記</u>いたしますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

求人募集時における個人情報の取扱いに関するお願い

個人情報保護法において、障害に関する情報は「要配慮個人情報」として規定されており、その情報を収集するにあたっては、事前に本人の同意を得る必要があります。

⇒要配慮個人情報を含む「障害者手帳の写し」等を一律に必要書類として 設定することはできません。

- *採用選考の際、どのような情報が必要となるか、収集目的を示し、必要な範囲で障害の状況や配慮事項等を確認する手段を「求人に関する特記事項」欄に記入し、本人の同意を得た上で収集するようにお願いします。
- *障害者手帳等には、大変重要な個人情報が記載されているため、障害者のプライバシーへのご配慮をお願いします。

障害者雇用率の対象となる障害者

種別	確認方法	等級など
身体障害者	原則として「身体障害者手帳」を持つ者 ※都道府県知事指定医または 産業医の診断書により確認する ことも可	重度障害 1級・2級 重度以外 3級から6級 ※7級の単一障害は対象外 ※7級の障害を重複している場合は6級相当となる ※3級の障害を重複している場合は重度の取扱いと なる
知的障害者	「療育手帳」を持つ者 ※東京都は「愛の手帳」 ※知的障害者判定機関で知的 障害と判定された者	重度障害 1度・2度 重度以外 3度・4度 ※手帳では重度に該当しない者でも、知的障害者判 定機関で重度の知的障害者と判定されれば、重度 知的障害者として取り扱う
精神障害者	「精神障害者保健福祉手帳」を持つ者	1級~3級 ※障害者手帳を所持していない精神障害者は 対象外

障害者雇用率の算定方法

カウント方法				
週の所定労働時間	20時間以上30時間未満	3 0 時間以上		
身体障害者	0. 5	1		
身体障害者(重度)	1	2		
知的障害者	0. 5	1		
知的障害者(重度)	1	2		
精神障害者	1 (以下の特例)	1		

精神障害者の算定特例の延長

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の 精神障害者について、**当分の間、雇用率上、 雇入れからの期間等に関係なく**



雇用率算定方法

対象者 1人につき

 $0.5 \rightarrow 1$

一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定 ~2024年4月以降~

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び 重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定

障害者雇用に関する助成金の制度

■障害者トライアル雇用助成金

障害者を原則3ヶ月間(精神障害者は原則6か月間)試行雇用することで、 適性・能力を見極め、継続(常用)雇用のきっかけとする制度。 そのため選考は書類選考ではなく面接で行うようお願いいたします。

【対象】① 重度身体障害者/重度知的障害者/精神障害者

- ② 重度以外の身体・知的障害者で以下のいずれかの要件を満たす者 (1)紹介日において経験のない職業に就く事を希望する者 (2)紹介日前2年以内に2回以上離転職を繰り返している者
 - (3)紹介日前において離職期間が6ヶ月を超えている者

あらかじめ 「障害者トライアル」の 求人申込を行い、 職業紹介を受ける 必要があります

- 【期間】・身体/知的障害者…原則3ヶ月
 - 精神障害者…原則6ヶ月以上12ヶ月以内(助成金の支給は6ヶ月まで)

- 【支給額】・身体/知的障害者…月額4万円×3ヶ月
 - 精神障害者…月額8万円×3ヶ月十月額4万円×3ヶ月

■障害者短時間トライアル雇用助成金

短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用(週10~20時間未満)し、職場への適応状況や体調等 に応じて試行雇用期間中に週20時間以上の就労を目指す制度

精神障害者または発達障害者 【対象】

【期間】 3ヶ月以上12ヶ月以内

【支給額】月額4万円×最大12ヶ月

■特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

障害者などの就職困難者(65歳未満)をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者(雇用保険の 一般被保険者)として雇入れる事業主に対して助成金を支給します。

■フルタイム(週30時間~) ※()内は中小企業以外の企業

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
身体•知的障害者	120 (50) 万円	2年(1年)	30万円×4期(25万円×2期)
重度障害者 45歳以上の障害者 精神障害者	240 (100) 万円	3年(1年6ヶ月)	40万円×6期(33万円×3期) ※第3期の支給額は34万円

■パートタイム(週20時間~30時間未満) ※()内は中小企業以外の企業

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
障害者	80 (30) 万円	2年(1年)	20万円×4期(15万円×2期)

小売店·飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

助成金の支給要件の詳細や申請手続きは、助成金窓口(03-3204-8622)でご確認ください

障害者求人の申込みについて

【参考資料】

- ・面接時のポイント(配慮事項)
- ・雇用管理のための把握事項
- 雇い入れ支援サービス各種

※窓口では上記ほか各種ご相談を受け付けています。

障害者の選考について<1>必要な配慮の例

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構作成 「はじめからわかる障害者雇用/事業主のためのQ&A集」より抜粋

視覚障害者

- ・面接・選考場所まで公共交通機関を利用する場合は、経路やバリアフリー状況を確認する
- 筆記試験等の際に点訳が必要な人には、点字図書館などに点訳を依頼する
- 弱視者に対しては拡大読書器の使用を認める。試験問題や資料を拡大コピーする
- 読取に時間を要するので試験時間や資料を読む時間を長めに設定する

聴覚障害者

- 面接では口話・手話・筆談のどの方法を希望するかあらかじめ確認しておく
- 説明が聞き取りやすい静かな場所に席を設ける
- 説明事項を板書や資料に記載する
- 手話通訳を配置する

肢体不自由者

- ・選考場所まで公共交通機関を利用する場合は、経路やバリアフリー状況を確認する
- 自家用車を使用する場合は駐車スペースを確保する
- 車いす使用者の場合は、選考場所のバリアフリー状況を確認する
- ・上肢障害や言語(発語)に障害がある場合は、面接・試験時間を長くするなど配慮する

知的障害者

- ・障害の特性を考えると筆記試験の結果で採否を決めないほうがよい
- ・職業能力だけでなく、身辺処理が自立しているか、規則正しい生活習慣が確立しているか、 協調性があるかなど生活状況も把握した方がよい
- 本人との短い面接だけでは職務遂行能力、就職に対する態度や考え、人柄などが把握しに くい面のあるので、(支援者がいる場合は)支援機関の担当者等に同席してもらい、支援 機関の通所状況や実習の結果、日ごろの生活状況などをきくと良い

精神障害者

- 緊張しやすい人が多いので 緊張を解きほぐすような雰囲気を作る
- ・職業能力だけでなく、身辺処理が自立しているか、規則正しい生活習慣が確立しているか、 協調性があるかなど生活状況も把握した方がよい
- ・通院や服薬がきちんとできているか、調子が悪くなった時に適切に主治医に相談したり医療機関のサポートを受けられるかなども把握したほうがよい
- (支援者がいる場合)本人への面接に加えて支援機関等の担当者に同席してもらい、訓練の取組状況や病状などを把握すると良い
- ■知的障害者や精神障害者の場合は、仕事や職場環境のマッチングなどをお互いに見極める ため、採用選考の前に一定期間職場実習を行えます。詳細は窓口でご相談ください。

障害者の選考について<2>採用面接で確認すること

採用面接で障害のことについて聞いてよいのでしょうか?

採用面接では「スキルや能力」「意欲」「協調性」など一般的な事項を確認するとともに、 <u>職務遂行に関係した障害状況や職場での配慮事項についても確認する</u>ことが必要です。

ただし、以下の点に留意が必要です

- ・障害に関する情報は個人情報の中でも特に取扱いに配慮を必要とする情報であること
- 障害の種類や程度で採否を決めるべきではないこと
 - ●障害状況などを確認する理由をきちんと伝える(配属先や担当業務を決めるため、働きやすいよう職場環境を整えるため、職場でのサポート体制を整えるため、など)
 - 本人の了解を得る
 - ●職務遂行や職場生活において「できること」「制限があること」「サポートが必要なこと」の視点で確認する
 - ●障害特性により、緊張しやすくうまく質問に答えられない人もいるので、まず緊張を解く事から始める

雇用管理のために把握しておく事項

雇用した場合の配属先や担当業務、教育訓練の方法、職場環境の整備のため、必要な範囲で本人の状況を把握してください。

●障害関係

- ・ 障害の状況
- 治療の必要性·内容、通院·服薬のタイミング などの状況
- 必要な支援内容

●職務遂行関係

- ・ 希望する仕事
- ・仕事に関するスキルの習得状況(専門知識、 機器などの操作、パソコン操作ほか)
- ・コミュニケーション方法(メール・電話・ 会話、聴覚障害者の場合は口話・手話・ 筆談)
- ・出張、異動の可否

●職場生活関連

- 通勤経路と時間(方法)
- 職場内の移動方法

採否決定のポイント

基本的には一般社員の選考と同じですが、 加えて、障害の自己理解がポイントにな ります。

●一般的なポイント

- ・仕事への意欲
- ・ 職務経歴、スキル、職務遂行能力から 判断する仕事とのマッチング
- 周囲との協調性

●障害について

障害の内容や程度に加えて、 本人が障害を正しく理解し適切に対応 できること

- 正しく障害の自己理解ができている
- 職場で「自分ができること」「できないこと」「サポートを受ければできること」などをわかっており、それを説明できる
- 困った時に自分から周囲にサポートを 依頼できる

障害者の雇用を支援する制度

精神・発達障害者雇用サポーター

~ハローワークの支援をご活用ください~

ハローワーク新宿では、精神・発達障害者の雇用促進に取り組む 管内事業所の皆さまを、採用前の受け入れ準備から採用後の職場 定着支援までトータルサポートしております。

対象

ハローワーク新宿の管内企業

(新宿区・杉並区・中野区に本社・事業所がある企業)

相談方法

ハローワークへの来所 又は 訪問

★事前予約が必要です

相談内容(例)

- 募集、採用に向けて何から始めたらよいかわからない
- 精神・発達障害者にどんな仕事が向いているかわからない
- 他社の取り組み事例について知りたい
- 精神・発達障害者の雇用に関して具体的な支援内容や支援体制を知りたい
- 障害者雇用について基礎的なことから教えてほしい
- まずは、社内理解の促進からスタートしたい
- 精神障害や発達障害について知りたい

など、お気軽にご相談下さい。

◇お問い合わせ・ご予約◇

ハローワーク新宿 専門援助第二部門 〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10(4階)

TEL:03-3200-8609 (部門コード 41#)

「精神・発達サポートの件」とお伝え下さい